

第2次厚木市交通安全推進計画策定方針

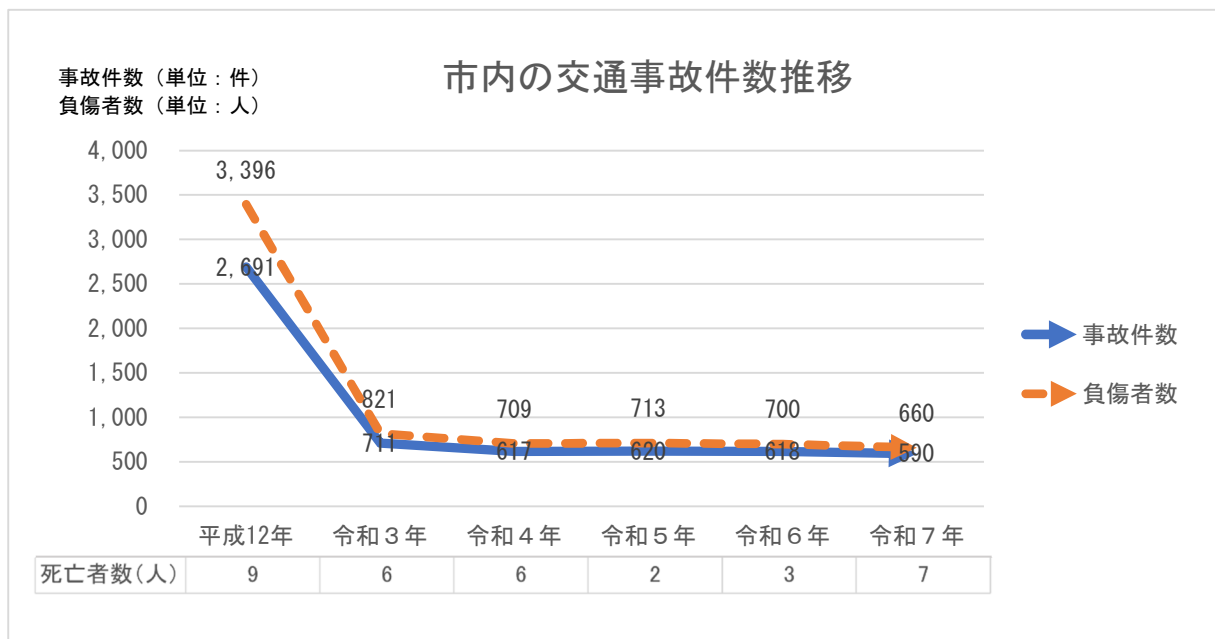
1 計画策定の趣旨・背景

現行の厚木市交通安全推進計画の計画期間が令和8年度までとなっていることから、令和9年度を始期とする第2次厚木市交通安全推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定します。

本市の交通事故件数のピークは、平成12年の2,691件、負傷者数3,396人、死者数9人でしたが、令和7年には交通事故件数590件、負傷者数660人、死者数7人となり、交通事故件数、負傷者数とも過去最少を記録しました。しかし、交通死亡事故ゼロの目標達成には至らず、7人もの尊い命が失われたことは深刻に受け止めなければいけません。

近年、高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故や、中学生以下のこども（以下「こども」という。）や歩行者が犠牲となる痛ましい交通事故、また、自転車事故の増加も社会問題となっています。令和6年には道路交通法（昭和35年法律第105号）が改正され、同年11月から自転車の運転中の携帯電話使用等に対する罰則が強化され、酒気帯び運転が罰則の対象とされたほか、令和8年4月からは自転車に対する交通反則通告制度が適用され、特に自転車利用者の交通ルール順守の重要性が高まっています。

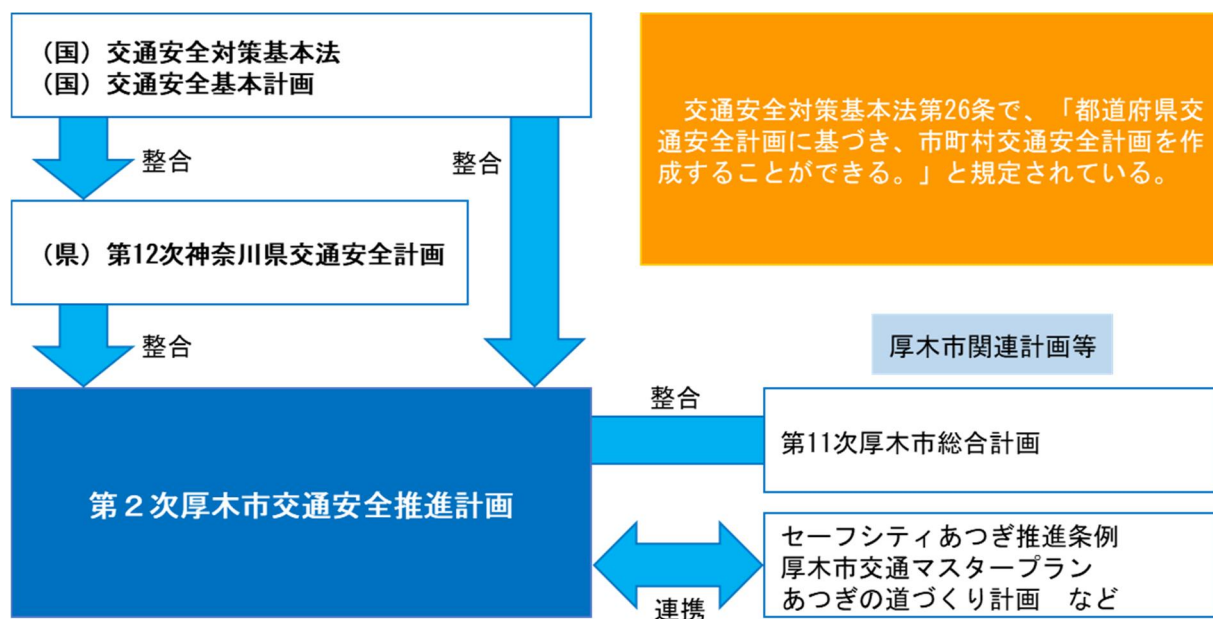
今回策定する第2次計画は、本市の取組である「セーフシティあつぎ」の理念に基づき、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある施策を具体的に示し、都市全体で安心安全なまちづくりを推進するため、交通事故のないまちの実現を目指します。



2 計画の位置付け

第2次計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づく第12次神奈川県交通安全計画を踏まえ、本市の最上位計画である第11次厚木市総合計画と整合を図り、厚木市交通マスタープランやあつぎの道づくり計画等と連携し、セーフシティあつぎの理念を取り入れながら策定するものです。

＜第2次計画と総合計画等との関係＞



3 計画期間

第2次計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とします。

4 現状と課題

第2次計画の策定に当たっては、現計画の取組状況を踏まえ、近年の市内交通事故発生状況（表1）、セーフコミュニティ対策委員会の取組で抽出した課題、令和7年度に行った市民意識調査の報告などから、次のとおり現状と課題を位置付けました。

過去5年間（令和3年～令和7年）における市内交通事故発生状況
（全3,156件中）

（表1）

項目	件数	全3,156件中に 占める割合
高齢者が関連する交通事故	888	28.1%
こどもが関連する交通事故	177	5.6%
自転車に関連する交通事故	715	22.7%
二輪車に関連する交通事故	764	24.2%
飲酒運転による交通事故	27	0.9%

※出展：厚木警察署統計を基に作成

（1）高齢者の交通事故防止

過去5年間における市内交通事故件数は3,156件で、うち高齢者が関連する交通事故は888件であり、全体の約4分の1を占めています。

高齢者の交通事故は、加齢による心身の様々な変化が、歩行や車両を運転する際の行動に影響を及ぼすことが原因の一つと考えられます。本人や周囲が高齢者の特性について理解を深め、交通事故の当事者にならぬよう、高齢者の交通事故防止対策を積極的に推進する必要があります。

（2）こどもの交通事故防止

過去5年間におけるこどもが関連する交通事故は177件発生しています。

安心してこどもを産み育てることができる『子育て・教育で選ばれるまち』を目指している本市として、次代を担うこどもの交通事故を未然に防止するために、通学路等、こどもが移動する経路の交通環境整備を推進するとともに、交通安全思想の普及徹底等を積極的に推進する必要があります。

(3) 自転車の交通事故防止

過去5年間における自転車に関連する交通事故は715件で、全体の約4分の1を占めています。なお、交通事故による死者数24人のうち、自転車による死者数は4人に上ります。また、本市には6つの高校があり、過去5年間における高校生の自転車に関連する交通事故は154件と、多く発生しています。

救急統計の分析の結果、自転車の交通事故による外傷部位は、頭部や顔部が多く、頭部の場合、重傷や死亡事故につながる危険性があります。また、令和7年度の市民意識調査では、5年前と比べて「自転車の安全な利用」が悪くなったとする回答が20.6%となっています。

令和8年4月からは自転車反則通告制度が適用され、特に自転車利用者の交通ルール順守の重要性が高まっていることから、令和5年4月から努力義務化された全世代への自転車ヘルメットの着用促進を始め、自転車利用者への交通ルールの遵守やマナー向上を図る必要があります。

(4) 二輪車の交通事故防止

過去5年間における二輪車に関連する交通事故は764件で、全体の約4分の1を占めています。また、二輪車による死者数は5人に上ります。

二輪車に関連する交通事故は、重大事故につながりやすく、事故を未然に防止するため、二輪車の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動を更に推進する必要があります。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、故意的で悪質かつ危険な犯罪ですが、いまだに根絶には至っておらず、過去5年間における飲酒運転による市内交通事故は27件発生しています。飲酒運転は、重大事故につながる危険性が高いため、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に推進する必要があります。

5 策定に当たって考慮すべき視点

第2次計画では、これまでの取組に加え、次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 交通事故の分析・予測

より効率的で効果的な交通安全対策に取り組む必要があるため、警察庁や厚木警察署からの交通事故データを基に、交通事故が多発している時間帯や場所等を分析し、具体的な取組を検討する必要があります。

(2) 自転車用ヘルメット着用促進の強化

令和5年4月から全世代への自転車用ヘルメット着用が努力義務化されており、さらに、令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度（青切符）が適用され、特に自転車利用者の交通ルール順守の重要性が高まっています。これまで以上に自転車の交通事故防止に取り組むとともに、重症や死亡事故を防ぐための自転車用ヘルメット着用促進の強化に向けた取組を検討する必要があります。

(3) 道路交通環境の整備や自転車通行ルールの周知

自転車の走行に関する交通ルールが厳格化されたことから、車・自転車・歩行者が安全に通行できるよう、更に自転車走行空間の整備や自転車通行ルールの周知等の施策に対する具体的な取組を検討する必要があります。

6 策定体制

庁内関係課長等で構成する厚木市交通安全推進計画庁内検討委員会で検討を行うほか、市内の交通安全に関わる関係者で構成する厚木市交通安全対策協議会（会長：厚木市長）に策定部会を設置し、検討を行います。また、パブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させた計画づくりを行います。

7 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき進行管理を行います。

(1) 厚木市交通安全対策協議会へ実施事業の報告、評価

(2) 評価を受け、実施事業の見直しを行い、次年度の施策に反映

8 策定スケジュール

令和8年8月 策定部会にて改訂素案の検討

12月 計画改定（案）策定

12月 パブリックコメントの実施

令和9年3月 次期計画策定

4月 次期計画スタート